

標準貨物自動車運送約款の改正に関するQ & A

変更届の様式、料金の設定等について

Q 1 運賃料金変更届の様式と料金設定の考え方を示して下さい。

A 1 様式は別添資料の通り。

料金は、各事業者が自社のコストに見合った設定をしていただくのが基本です。ひとつの考え方として、ドライバーあるいは作業員の人工費を勘案して積込料・取卸料を設定する方法を様式例にお示しました。

Q 2 様式例別紙 の積込料、取卸料、待機時間料について具体的に金額を記載することになっていますが、数値ではなく個別に定める旨の記載でもよいですか。

A 2 料金については利用者にわかりやすい設定をすることになっていますので、基本的には料金（定額）を記載いただることになります。届出の料金は荷主と交渉を行うための基本となる料金ですので、自社のコストに見合った料金を設定していただきたいと思います。

Q 3 変更届の添付書類は、全文でなく変更になった部分のみでよいのですか。

A 3 今般の改正においては、変更が生じた部分の新旧のみで届出を行っていただいて構いません。

Q 4 燃料サーチャージの届出を出している場合、サーチャージの変更届も必要となりますか。

A 4 今回は約款改正に伴う料金の変更ですので特段必要はありませんが、料金の変更に合わせてサーチャージの変更も行うのであれば、合わせて届出をして下さい。

Q 5 今回新たに設定される料金には、時間外、深夜、休日等の割増しも適用されますか。

A 5 適用する場合は変更届にその旨の記載をして下さい。

Q 6 今回の改正で、積合運賃はどのような扱いになりますか。

A 6 積合運賃についても、標準貨物自動車運送約款が適用される以上は、原則として貸切運賃と同様の取扱いとなるため、貸切運賃と同様に運賃料金の変更届出を行う必要があります。

Q 7 貨物の販売価格に一定率を乗じて運賃料金を決定する等の契約をしている場合、届出の内容はどのようにしたらよいでしょうか。

A 7 今回の改正は、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」での検討や事業者の方々のご意見を踏まえて行ったものです。今回の改正を、コストに見合った運賃・料金を收受できるよう見直しをする機会としていただければと思います。

Q 8 届出様式例を示すにあたって公正取引委員会との事前調整をされたのですか。

A 8 今回は、具体的な計算式等を示しているわけではないので、特に事前の調整はしていません。

尚、トラック協会が目安となるような数字を示したり、料金を統一するような行為をすることは、独禁法に抵触する恐れがありますので避けてください。

届出期日、方法等について

Q 9 運賃料金変更届は施行（11月4日）から30日以内に行う必要がありますか。緩和策等はあるのですか。

A 9 省令で変更後30日以内に届出を行うこととなっていますので、新標準約款を使用する事業者は、11月4日以降速やかに届出をして下さい。

Q 10 複数の都道府県に事業所等がある場合、変更届等の提出先はどこになりますか。

Q 10 主たる事務所を管轄する運輸局へ提出することになります。窓口はその運輸支局となります。

Q 11 認可運賃当時は運輸局ごとに運賃が設定されていたため、営業所のある各運輸局に運賃を届け出ていますが、今回の変更届出も各運輸局へ出す必要がありますか。

A 11 現行の運輸局ごとの運賃を引き続き使用し、かつ今回の約款改正に合わせて料金の変更を行うのであれば、各運輸局宛に届出をしていただく必要がありますが、その際は、主たる事務所のある運輸局にまとめて提出していただいて結構です。また、届出制移行後において「適用する地域」ごとに運賃及び料金を設定し届出をしている場合についても同様です。

Q 12 トラック協会が変更届等を取りまとめて支局へ提出してもよいですか。

A 12 単純にまとめて提出する分には問題ありません。なお、トラック協会が運賃料金の例を提示することは独禁法に抵触する恐れがあります。また、トラック協会が取りまとめる際に、写しを保管する行為についても、その行為自体が直ちに違法となるわけではありませんが、入手したデータの使用用途によっては違法となる

可能性があるため、控えていただくことが望ましいです。(公正取引委員会確認)

改正前の約款の使用等について

Q 1 3 11月4日以降も引き続き改正前の約款を使用することはできますか。

A 1 3 改正前の約款を引き続き使用したい事業者は11月4日までに、認可を受けていただく必要があります。また、11月4日以降は「標準約款」ではなくなりますので、掲示する際には「標準」「運輸省告示第 号」「国土交通省告示第 号」等の記載は削除し、「貨物自動車運送約款」「 年 月 日認可」と記載していただく必要があります。

Q 1 4 改正前の約款を引き続き使用する場合の認可申請は、「設定」申請ですか、「変更」申請ですか。

A 1 4 「変更」申請をしていただくことになります。

標準約款を使用する場合は認可を受けたものとみなされますので、認可を受けた約款から変更するという扱いになります。

Q 1 5 約款の認可申請の処理期間はどのくらいですか。電子化等で短縮されませんか。

A 1 5 標準処理期間が1ヶ月と公示されています。利便性向上等のため、政府をあげて電子化等に取り組んでいるところですが、運送事業の分野ではまだ進んでおりません。

荷主等への周知、強制力等について

Q 1 6 国から荷主等への周知は行っていますか。

A 1 6 周知用リーフレットを作成し、荷主団体へ送付するとともに、国土交通省本省、各運輸局及び運輸支局が主要な荷主団体等を直接訪問し説明することとしています。

Q 1 7 11月4日以降も契約期間が残っている契約について、新約款に基づく新たな契約を結ぶ必要がありますか。

A 1 7 今回の約款改正の趣旨からすれば、早期に荷主と交渉し、積込料、取卸料、待機時間料を設定した契約に変更していただきたいところですが、契約更新の時期等に合わせて今回の約款の改正を踏まえた見直しの交渉をしていただければと思います。11月4日以降、新たに契約を結ぶものや単発で仕事を受けるような場合は、新しく設定した料金で交渉して下さい。

Q 1 8 新しい約款に基づいて現行の運送契約の見直しを荷主に求めて拒否された場合、強制力や罰則等はあるのですか。

A 1 8 貨物自動車運送事業法では強制力や罰則等はありません。

その他

Q 1 9 最低運賃・料金の設定についての検討はされないのでですか。

A 1 9 アンケート調査の結果、最低運賃や標準運賃の設定が効果があるという回答の一方で、支障があるという回答もありました。今般の運賃・料金検討会においては、業界全体の意見として概ね一致していた「運賃・料金の別建て」を実現するための方策として標準約款の改正を行ったものです。

Q 2 0 運賃料金変更届出または約款の認可申請のいずれも行っていない場合、監査等において違反の対象となりますか。

A 2 0 違反となりますので、手続きを行って下さい。